

作成年月日 31. 1. 17
作成部隊 立川駐屯地業務隊
仕様書番号 第 補-4 号

油水分離槽及び配水管清掃処理仕様書

立川駐屯地業務隊

油水分離槽及び排水管清掃処理仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊立川駐屯地隊員食堂西側の油水分離槽及び排水管清掃処理について適用する。

2 資格

本役務請負業者は、産業廃棄物処理資格を有し、排水処理施設清掃管理の十分な経験と技術を持ち、自ら確実に搬出・運搬のできる能力を保有するとともに、確実に処理できる能力を有する処理場にて適正に処理を行うことが出来るものとする。

3 役務期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間、
年4回（各四半期ごと）

4 役務場所

東京都立川市緑町5 陸上自衛隊立川駐屯地隊員食堂西側

5 構造概要

- (1) 油分離槽の形状及び構造：鉄筋コンクリート長方形
- (2) 油分離槽の容積：(60cm×100cm×65cm)×2
- (3) 排水管の長さ：約40m（マンホールの数：5個）

6 清掃内容

- (1) 本役務は、隊員食堂排水処理施設油水分離槽及び排水管の油分、汚泥の汲み取り及び清掃作業である。
- (2) 清掃要領は、油水分離槽及び排水管に浮遊している油分及び下部沈殿汚泥をバキューム車等により汲み取り高圧洗浄により壁面、仕切板を洗浄し汚れが落ちない場合にはスクレーパー等によりケレン作業を実施するとともに、洗浄水も併せて汲み取るものとする。作業中は、保安・衛生に留意し経験ある作業員により実施する。

- (3) 汲み取った汚泥及び油分は、関係法規に従い産業廃棄物として適切に処理し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票、B2票、D票及びE票を検査官に返納する。
- (4) 役務実施間の写真を、清掃前、清掃中、清掃後及び検査官の指示する箇所を撮影、整理し検査官へ提出する。
- (5) 清掃完了後は、必要に応じ周辺の清掃を実施する。

7 検査官及び役務完了

- (1) 検査は、第6項に示す内容について検査する。
- (2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の受領日を持って検査の合格とする。

8 その他

- (1) 役務実施中の施設の破損等は、すべて請負業者の負担により原形に復すること。
- (2) 役務実施中の怪我、その他の災害補修はすべて請負業者の負担とする。
- (3) 本仕様書及び役務について疑義を生じた場合は、官側と調整の上実施する。